

1. 件名：リサイクル燃料貯蔵（株）使用済燃料貯蔵施設に係る使用前検査申請書等の取
下げについての面談

2. 日時：令和4年8月26日（金）15時00分～15時10分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

寒川首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、清水原子力専門検査官

リサイクル燃料貯蔵（株）赤坂常務取締役 他15名

日立GEニュークリア・エナジー（株）

原子力設計部 原子力精機設計グループ ユニットリーダー 他3名

日本製鋼所M&E（株）

素形材製品部 原子力グループ 技監 他8名

5. 要旨

○リサイクル燃料貯蔵（株）（以下「事業者」という。）から、使用済燃料貯蔵施設の使用
前検査申請書取下げに係る手続きについて、資料に基づき説明があった。主な内容
は以下のとおり。

- ・当施設は、平成22年9月に使用前検査申請し、平成22年11月より使用前検査
の受検を開始した。
- ・その後、令和2年11月に新規基準に係る使用済燃料の貯蔵の事業変更について
許可され、令和3年8月に設計及び工事の計画が認可されたことから、令和2年4
月に施行された新法令に基づく使用前確認申請を令和4年2月に行い、使用前事業
者検査に着手しているところ。
- ・令和4年8月に分割第2回目となる設計及び工事の計画が認可されたことから、こ
れを踏まえた使用前確認申請の変更を予定している。
- ・この変更に伴い、旧法令の使用前検査申請との二重の申請となることから、旧法令
に基づき申請した使用前検査申請を取下げたい。
- ・また、日立GEニュークリア・エナジー（株）及び日本製鋼所M&E（株）が申請
した旧法令の溶接検査申請についても取下げる必要があると考えている。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・使用前検査申請及び溶接検査申請の取下げについては承知した。
- ・溶接検査申請の取下書提出は、速やかに提出して良い。
- ・使用前検査申請の取下書提出の時期は、使用前確認申請の変更内容を説明する書類
の提出時と同時が良い。

○事業者、日立GEニュークリア・エナジー（株）及び日本製鋼所M&E（株）から、了承した旨の回答があった。

6. その他

資料：リサイクル燃料備蓄センターの使用前検査申請書の取下げに係る手続きについて

以 上